

基本目標4. ものを大切にすまち 《循環型社会*の構築》



地球の資源には限りがあります。大切な資源を枯渇させないために、また、ごみ（廃棄物）処理に伴う様々な負担軽減のために持続可能な循環型社会の構築を目指し、市民、事業者、行政が一体となり、それぞれの役割分担を明確にしながらかごみの発生抑制（リデュース*）、再使用（リユース*）、再資源化（リサイクル*）の推進に取り組みます。

現状と課題

（1）ごみの削減

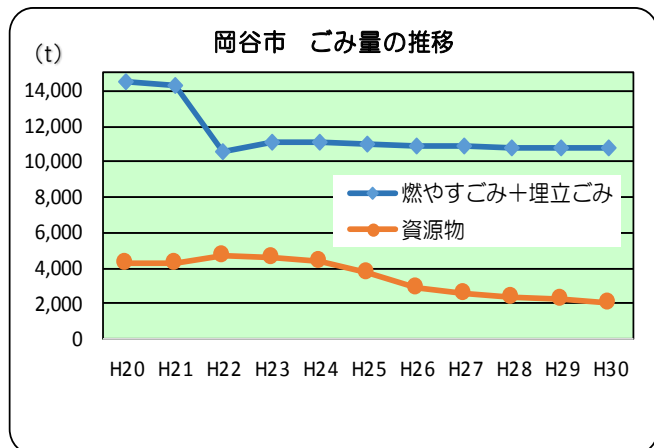
大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、物質的な豊かさを享受する一方で、ごみの増加に伴い、処理施設の不足や不法投棄など、様々な環境問題を生じさせています。家庭ごみの有料化後は、大幅なごみ減量の達成ができていますが、ごみ減量のペースが緩やかであるため、ごみの排出抑制と再資源化に一層取り組むことが必要です。

〔右 グラフ参照〕

（2）ごみ減量化の施策

平成 22（2010）年 4 月から実施した、家庭ごみ有料化により、排出量に応じたごみ処理手数料を徴収しています。

今後も 3R*（リデュース*、リユース*、リサイクル*）を推進し、さらなるごみ減量やリサイクルの意識を高めることが必要です。



（3）プラスチック廃棄物の処理

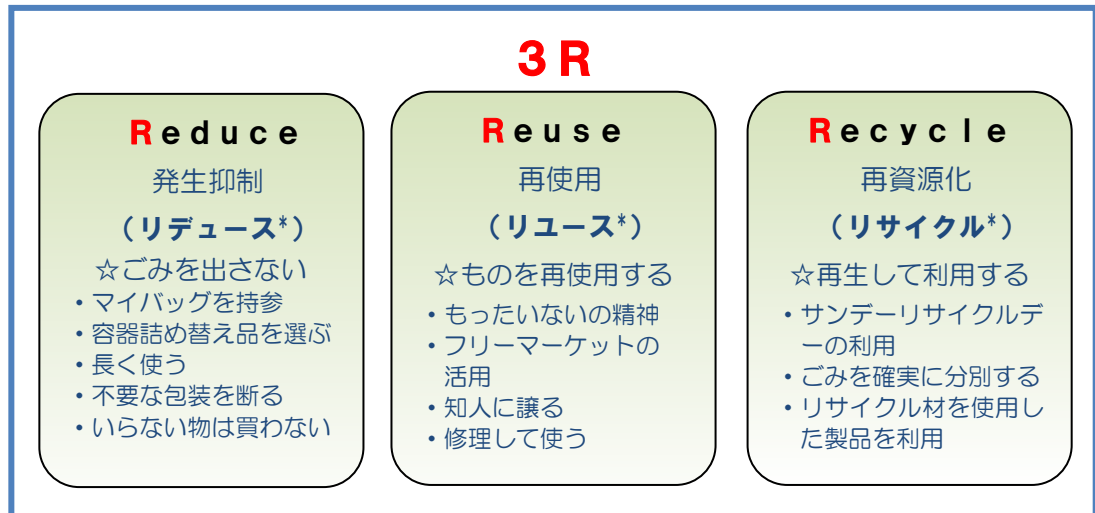
中国をはじめ、海外での廃プラスチック輸入禁止を受け、プラスチック廃棄物の処理が問題となっていますが、現在、岡谷市では適正に処理を行うことができます。今後の国などの動向は不透明な状況ですが、情報収集を行いながら、適切な対応に努めていくことが必要です。

施策と取組

（1）ごみの削減

① 3R*の推進

- 3Rが浸透するよう、市報、分別講習会などを通じて周知するとともに、市民、事業者、行政が一体となり、役割を明確にして3Rに積極的に取り組むよう、啓発活動の充実を図ります。また、3Rに、「リフューズ*（断る）」を加えて4R、さらに「リペア*（修理）」を加え5Rにすることもあることから、これらを踏まえた取組を行います。



② 再資源化（リサイクル*）の推進

- ・ ごみの処理と再資源化について、『ごみ処理基本計画*』に基づき、広域的な取組を進めます。
- ・ サンデーリサイクルデーなど分別回収の機会の提供を支援します。

③ 家庭ごみ有料化の定着

- ・ 排出量に応じた処理手数料を徴収して、減量やリサイクル*の意識を高め、ごみの発生を抑制します。

④ ごみ収集の円滑化・効率化

- ・ 指定ごみ袋の使用や、資源物の定められた排出方法により、収集の円滑化、効率化を図ります。

⑤ マイバック・マイボトルなどの普及の推進

- ・ レジ袋やペットボトルなどの削減につながる、マイバック・マイボトルなどの普及を図るため、周知、啓発を行います。

(2) ごみの適正処理の推進

① ごみの適正排出の推進

- ・ ごみ排出ルール of 徹底を図り、ごみの減量化、リサイクルの推進を図ります。
- ・ 市民に対し、家電や粗大ごみの適正な排出方法などの周知を行うことで、無許可の回収業者の利用を防止します。

② ごみの適正処理と施設の維持管理

- ・ 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づき、適正な処理に努めます。
- ・ 諏訪湖周クリーンセンター、樋沢最終処分場の適正な維持管理に努めます。

③ ごみ処理の広域化の推進

- ・ ごみの分別収集区分や排出方法等、収集・運搬から最終処分までのごみ処理の広域化を進めます。

④ 産業廃棄物*の処理

- ・ 事業者に対し、適正処理の遵守および再資源化の促進や削減を働きかけます。

🌳 目標指標・数値

《指標名》

- (1) 一人1日当たりの燃やすごみ（家庭系）排出量
- (2) 一人1日当たりの埋立ごみ排出量

※ 『ごみ処理基本計画*』における市民一人当たりの各ごみ排出量

《目標値》

指標名	実績	目標値
	平成30（2018）年度	令和6（2024）年度
(1) 一人1日当たりの燃やすごみ （家庭系）排出量	394.5g／一人・日	令和2（2020）年度策定予定の 『ごみ処理基本計画』の計画値
(2) 一人1日当たりの埋立ごみ排出量	6.9g／一人・日	

🌳 目標達成のために必要な取組

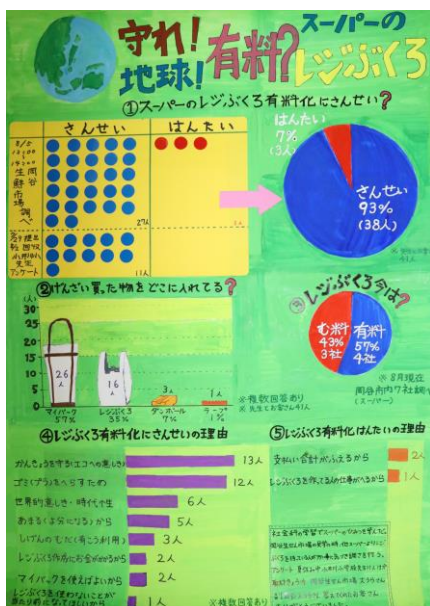
《市民のみなさんは》

ものを大切にする生活様式の見直し

- ・ 「もったいない」の精神を大切にし、ものを大切にする心を育みましょう。
- ・ ものを大切に扱い、より長く使用しましょう。（リペア*の推進）
- ・ 使い捨て商品の購入を控え、長く繰り返し使える商品、詰め替えのできる商品を利用し、容器の廃棄を抑えましょう。

ごみを出さない生活様式と行動

- ・ 日常生活において、常に「3R*」の精神を意識し、励行しましょう。
- ・ マイバッグ（買い物袋）の持参、また過剰包装を断るなど環境に配慮した買い物をしましょう。（リフューズ*の推進）
- ・ マイボトルを活用しましょう。



第50回岡谷市統計グラフコンクール 入選
第67回長野県統計グラフコンクール 佳作
「守れ! 地球! 有料? スーパーのレジぶくろ」
小井川小学校3年 宮澤直さん 作品

- 衝動買いなどで不必要なものを購入しないよう心がけましょう。
- 生ごみの発生を抑えるよう、買い物や調理の工夫など環境にやさしいクッキング*（買すぎない、食事を作り過ぎない、食べ残さない）に努めましょう。
（リデュース*の推進）
- 宴会などでは「残さず食べよう！30・10運動*」を実施し、食品ロスを減らしましょう。それぞれの状況に合わせて時間を『20・10』に変更するなど、取り組みやすい形で実施してみましょう。

不要物の再使用

- 不要となったものは、知人に譲ったり、フリーマーケットやリサイクルショップを利用するなど、再使用の道を探りましょう。（リユース*の推進）

再資源化のための正しい分別と、適正な排出の実践

- 不要となったものは資源になるものを分別し、リサイクル*されるよう正しい方法で排出しましょう。
- 販売店における食品トレイ、ペットボトル、紙パックなどの回収や、自動販売機の回収ボックスによる回収を有効利用しましょう。（リサイクル*の推進）
- 家電製品は、適正な再生処理や再資源化がされるよう、家電リサイクル法など法律で定められた方法で処理し、リサイクル料金は正しく支払いましょう。

再生品、または再生材を使用した製品の積極的利用

- エコマーク*製品や、再生紙使用マーク*などの再生材料を使用している表示のある製品の購入に努めましょう

ごみの正しい分別と、収集体制への協力

- 廃棄するときは、リサイクル*を容易にするために、リサイクル識別表示マーク*により分別しましょう。
- 生ごみリサイクルを積極的に行いましょう。
- 勤務の都合などで資源物を収集場に出すことが難しい場合には、サンデーリサイクルデーなどを有効に活用しましょう。
- 不要となった家電製品、粗大ごみなどが発生した場合には、適正に処理し、無許可回収業者の利用や不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- 家庭で使う食用油は、残さず使い切りましょう。やむを得ず廃棄する場合は適切に処理しましょう。



（サンデーリサイクルデー）

《事業者のみなさんは》

開発、製造、販売する商品の資源有効利用

- 開発製品（商品）は、製品の製造から廃棄までの環境に与える影響を数値化するライフサイクルアセスメント*手法（略称：LCA）を導入すると、環境負荷*を低減することが可能です。
- 開発製品（商品）はコンパクト設計とし、材料の使用を最小限にした省資源*型ものづくりを進めましょう。
- 開発製品（商品）は長期間使用できる長寿命設計とし、また可能な限り再生材を使用しましょう。
- 製品の過剰な型式変更（モデルチェンジ）は控えましょう。
- 分解しやすく、再利用、再生使用しやすい製品開発に努めましょう。
- 製品の修理など、アフターサービスの体制を整え、対応しましょう。
- プラスチックに代わる製品の開発や使用などにより、プラスチック製品の削減に努めましょう。

製品に使用する部材の有害物質非含有化

- 製品が廃棄される際、再資源化を容易にするため、有害物質を含有しない部材を使用しましょう。

販売商品に使用する梱包・包装材の最少化、再利用、または再生使用

- 製品を保護する梱包、包装材は、必要最低限の容積と材料にしましょう。
- 梱包、包装材は再生可能な材料を選択し、可能であれば自社で再利用しましょう。
- プラスチック製品に代わる紙製品などに移行していきましょう。
- レジ袋やスプーン、割り箸など、必要であるのか声をかけ、配布を最小限にしましょう。

販売商品廃棄時のリサイクル*システムの構築と運用

- 家電リサイクル法など、法に定めるリサイクルのほか、自社製品のリサイクルシステムを構築しましょう。

製造・サービス・その他すべての活動におけるごみの発生抑制

- グリーン購入*を推進しましょう。
- 詰め替え、補充方式の採用により、使い捨て商品の購入、使用を控え、廃棄される容器を減少させましょう。
- 片面使用済み用紙の裏面使用、両面コピーを徹底しましょう。
- ペーパーレスの仕組みをつくり運用しましょう。
- 仕入先からの部品の購入時、使い捨ての包装やダンボールに替えて、通い箱を採用しましょう。

産業廃棄物*の削減

- 製造プロセスにおいては、切りくずや加工片などのスクラップが発生しないよう、また廃水や廃油が出ない工程設計をしましょう。
- 発生したスクラップや廃水、廃油など、すべての産業廃棄物は事業所内または外部でリユース*、またはリサイクル*の方法を研究し処理しましょう。

食品小売業、食品加工、飲食業者の計画的仕入れなどによるリデュース*の推進

- 事業者は、『食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律』（略称：食品リサイクル法*）にのっとり、食品廃棄物の発生抑制に努めましょう。
- 適正な仕入れにより、売れ残りや賞味期限切れなどによる食品廃棄物の発生を抑制しましょう。
- 調理くずが発生しないように工夫しましょう。
- 使い捨ての割り箸はやめ、繰り返し使用できる箸に切り替えましょう。
- ストローなど、プラスチック以外の素材に代えることができるものは移行し、なるべくプラスチック製品の使用を控えましょう。

食品小売業、食品加工、飲食業者の食品廃棄物のリユース*、リサイクル*の推進

- 食品関連事業者は、『食品リサイクル法*』にのっとり、食品廃棄物の再生利用などを促進しましょう。
- 調理くず、または食品廃棄物は、直接有効利用する方法として畜産農家などに対し、飼料として再利用できるよう利用先を探して提供しましょう。
- 直接処分できない場合は、業者委託による堆肥化や肥料化してリサイクルしましょう。

産業廃棄物*の処理

- 産業廃棄物は適正に処理し、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- 産業廃棄物の発生抑制に努め、管理や処理に当たっては関係法令を遵守しましょう。
- 産業廃棄物の処理の委託にあたっては、委託業者と書面による契約を締結したうえで、産業廃棄物管理票*（マニフェスト）を交付し、さらに最終処分若しくは資源化まで適正に処理されていることを実地で確認しましょう。

ごみのゼロエミッション*を指向

- 事業活動においてはごみが発生しないよう工夫し、発生した不用物（廃棄物）は、他の産業における有効利用先を探し、ごみゼロを目標にしましょう。



（ごみと資源探検隊ツアー）